

利用者負担額(保育料)・副食費について

利用者負担額表は変更になる場合があります。ご了承下さい。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)				副食費			
階層区分	定 義	3歳未満児				3歳以上児			
		3号認定				2号認定		1号認定	
		ひとり親世帯等以外		ひとり親世帯		ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間				
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0円	0円	0円	0円	月額4,800円を上限として免除			
2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0				
3	3-1 市町村民税均等割りの額のみ	11,000	10,800	9,000					
	3-2 市町村民税所得割48,600円未満	14,000	13,800						
4	4-1 市町村民税所得割57,700円未満	19,000	18,700						
	4-1 市町村民税所得割65,000円未満	19,000	18,700						
	4-2 市町村民税所得割77,101円未満	20,000	19,700						
	4-2 市町村民税所得割81,000円未満	20,000	19,700						
	4-3 市町村民税所得割97,000円未満	23,000	22,600						
	5	5-1 市町村民税所得割133,000円未満	32,000			31,500			
5-2 市町村民税所得割169,000円未満		35,000	34,400						
6	6-1 市町村民税所得割211,201円未満	36,000	35,400	ひとり親世帯等で あっても軽減措置は ありません。		免除なし			
	6-1 市町村民税所得割235,000円未満	36,000	35,400						
	6-2 市町村民税所得割301,000円未満	38,000	37,400						
7	7-1 市町村民税所得割349,000円未満	40,000	39,300					免除なし	
	7-2 市町村民税所得割397,000円未満	42,000	41,300						
8	市町村民税所得割397,000円以上	45,000	44,200						

利用者負担額について

○多子世帯の軽減について

小学校就学前までの保育園等に入所している子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担となりますが、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

○幼児教育の段階的無償化について

市町村民税所得割課税額57,700円未満の世帯は年齢制限がなくなり、生計を同一にする子どもであれば多子世帯の軽減対象となります。また、同居、別居は問いません。

○多子世帯子育て支援について

上記の多子世帯の軽減及び段階的無償化に当てはまらない世帯でも、18歳到達後の最初の年度末までの子どもが3人以上いる場合、第3子以降の児童は無料になります。(※ただし、市町村民税所得割課税額が301,000円以上の世帯の児童は除く。)

○ひとり親等の軽減について

ひとり親等世帯(ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯など※詳しくは保健こども課へ問い合わせください)について、また、町村民税所得割課税額77,100円以下(第3階層から第4階層の一部)の世帯は、第1子の徴収金基準額が3歳未満児は9,000円に軽減されます。第2子以降は0円となります。

○3歳以上児については、副食費を施設に直接納めていただきます。(月額4,800円を上限とした免除制度や補助制度があります)

利用者負担の基礎となる市町村民税について

！毎年9月が利用者負担(保育料)の切り替え時期となります。

○4月～8月の利用者負担＝前年度の市町村民税に基づく利用者負担額

○9月～3月＝当年度の市町村民税に基づく利用者負担額

問い合わせ先 玉東町役場 保健こども課 Tel 85-3135